18/09/30

■「特別警報」が発表された場合の対応

（台風等による風水害の防災・危機管理指令部体制時）

○災害等応急対策実施要領に基づき、風水害による防災・危機管理指令部体制時に「特別警報」が発表された場合、体制としては「災害対策本部」を設置する。

○ただし、特別警報は突然発表されることが多く、その気象状況下で参集することは一般的に適切でないため、この時点では、災害対策本部会議は開催しない。

○各部指令部員は、それぞれの災害対策本部員（部長）と連絡を取り合いながら情報収集等を実施し、適宜、指令部会議を開催して災対本部会議の開催時刻を決定し、説明事項を取りまとめる。

　（知事、副知事、指令部員を有さない災対本部員等との連絡調整は危機管理室が担当）